職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年六月二十四日

奈良県人事委員会委員長　栗　山　道　義

奈良県人事委員会規則第三号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「平成二十四年七月二日から同年九月七日まで」を「平成二十五年七月一日から同年八月三十一日まで」に改める。

附　則

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。